

新型コロナウイルス対策(インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長
(内務大臣指示の発出))

令和4年11月24日
在スラバヤ日本国総領事館

- ジャワ・バリでの活動制限が12月5日まで延長されました。
- スラバヤ市を含む東ジャワ州内全38縣市及びジャワ・バリ内の全ての地域は引き続き活動制限レベル1とされていますが、制限内容に一部変更が加えられました。

1. 11月21日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を12月5日まで延長する旨の内務大臣指示(2022年49号)を発出しました。

2. 同内務大臣指示では、スラバヤ市を含む東ジャワ州内全38縣市、その他ジャワ・バリ内の全ての地域について、引き続き活動制限レベル1とされていますが、活動制限の内容に一部変更が加えられました。

3. ジャワ・バリでの活動制限の内容変更は、主に以下のとおりです。

(1) 以下の分野において、事業運營業務のためのオフィス出勤率制限(従来は75%まで)を撤廃。

ア 必須(esensial)分野とされている顧客サービスを主とする保険・銀行・質・先物取引所・年金・融資機関(lembara pembiayaan)

イ 必須(esensial)分野とされている輸出指向産業及びその関連産業

ウ 重要(kritikal)分野とされている災害対応、エネルギー、生活必需品関係を始めとする物流・郵便・運輸・配送業、家畜・ペット用を含む食品・飲料産業、肥料・石油化学、セメント・建設資材、国家の重要施設、国家戦略プロジェクト、建設(情報通信・放送インフラを含む公共インフラ)、基礎サービス(電力、水、廃棄物処理)

(2) 以下の事業の営業時間制限を撤廃。

ア 屋台、路上飲食店等(従来は午後10時まで)

イ レストラン、食堂、カフェ(従来は午後10時まで)

ウ 夜間営業のレストラン、食堂、カフェ(従来は午後6時から午前2時まで)

エ ショッピング・モール(従来は午後10時まで)

(3) 11月20日から12月18日(ママ)までの間、レストランやカフェ等でのサッカー・ワールドカップのパブリック・ビューイングなど、人が集まる活動において、以下の制限を適用。

ア アプリ「pedulilindungi」によるスクリーニングを行い、アプリの表示が「緑」の場合にのみ入場可

イ 60歳以上の者及び基礎疾患を有する者は入場禁止

ウ 飲食時以外はマスク着用

4. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、インドネシア国内の感染拡大の状況等には充分注意し、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。(了)